

倉吉市上下水道局告示第16号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者及び倉吉市公共下水道条例（昭和53年倉吉市条例第18号）第8条第1項の規定による排水設備指定工事店を次のとおり指定したので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条及び倉吉市排水設備指定工事店規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第4号）第9条の規定により告示する。

令和5年8月9日

倉吉市長 広田 一恭

1 指定を受けた者

指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第175号
倉吉市排水設備指定工事店第152号
所在地 鳥取県八頭郡八頭町宮谷132番地3
名称 センシン設備工業
代表者 藤田 明

2 指定した日

令和5年8月9日

3 指定の有効期限

水道事業指定給水装置工事事業者として 令和10年8月8日まで
排水設備指定工事店として 令和11年8月8日まで